

平成 21 年 12 月 15 日より、国が定める「農地法」等が大きく改正されております。  
主な改正点はつぎのとおりです。

■ **農地は耕作していること。遊休地にしてはいけません。**

農地の所有者や借りている方には、適正かつ効率的に利用する**責任**が求められます。

罰則などはありませんが、農地に何も作付せず単に資産保有の目的で所有してたり耕作もしないで放置していることは許されません。

荒れたまま放置している場合、農業委員会の指導や勧告を受けたりすることもあります。



H22 年の収穫風景 平地区

■ **農家・農業生産法人以外の一般企業や個人でも農地を借りられるようになりました。**

今回の法改正で今までは農地を借りることができなかった**一般の会社法人や個人でも**次の条件を満たせば農地を借りることができます。（所有権移転が伴う売買行為はできません）

- ① 農地を不適正に利用した場合は、その契約を解除するという条件付の契約であること。
- ② その地域の農家たちと役割分担（例、集落の共同作業に協力するなど）した上で、継続的・安定的な農業経営がなされること。
- ③ 法人の場合、役員の一人以上が農業に常時従事すること。

ただし、会社法人が農業を始めることによって、その地域の農家の営業に支障がある場合や担い手の利用集積を阻害する場合など周辺地域の農地利用に悪影響をもたらす場合は農業委員会の許可をうけることができません。

■ **農地を相続した場合、届出が必要です。**

農家以外の個人の方でも農地を相続で所有することになった時は農業委員会に届出が必要になりました。

■ **農地を貸す期間が長くなりました。**

農地法では、農地を貸し借りする期間は最長で 20 年間以内でしたが 50 年以内まで貸し借りが可能になりました。

■ **共有名義の農地が借りやすくなりました。**

共有名義の農地について、今まではその権利者全員の同意が必要でしたが、所有する持分の 2 分の 1 を越える同意があれば 5 年の期間に限って貸し借りができます。

■ **標準小作料制度が廃止となりました。**

今まで農地の貸し借りの時に適用していた農業委員会が定めていた標準小作料が廃止されました。これに代わり、地区ごとの賃借料の目安となる「※借賃料情報」を提供いたします。従って、これからは農地の借賃料は、お互い当事者同士で決めて下さい。

でも、お互い話合いがつかない時などは、従来どおりその地区担当の農業委員に相談に入ってもらってもかまいません。※借賃料情報はすでにホームページで公開しています。